

「長寿世界一 NAGANO の食」海外販路開拓支援事業  
裕毛屋 長野フェア 参加事業者募集要領

1 目的

台湾の高級スーパーマーケットである「裕毛屋」で開催される長野フェアに参加する県内加工食品事業者をマッチングし、参加事業者の台湾への輸出を支援する。

2 長野フェアの内容

- (1) 裕毛屋「長野フェア」は、(株)裕源が企画し、台湾にある裕毛屋企業股份有限公司の店頭で行う物産催事。
- (2) 長野フェアの企画、商品の選定等は(株)裕源が行う。
- (3) 裕毛屋は店頭の特設会場に、長野県の農産物及び加工食品を陳列し販売を行う。
- (4) 参加事業者は、(株)裕源が仕入れる商品を日本国内で(株)裕源に納品し、フェア期間中に裕毛屋店頭で自社商品の販売促進のための PR 活動及びマーケットリサーチを行う。

3 裕毛屋長野フェアの企画者

株式会社 裕源

〒243-0018 神奈川県厚木市中町 3-3-9 アーバンライフプラザ 4F 電話 046-001-2301

(株)裕源ホームページ URL <http://www.yugen.co.jp/>

4 長野フェアの開催期間

平成 29 年 12 月 8 日（金）、9 日（土）、10 日（日）の 3 日間

5 開催場所

裕毛屋の次の 2 店舗において開催する。

- (1) 公益店 所在地 台中市西區公益路 150 號 電話+886-4-23216360
- (2) 崇徳店 所在地 台中市北屯區崇徳路二段 370 號 電話+886-4-22453238

6 参加事業者及び対象商品

(1) 募集対象事業者

・次の条件をすべて満たす者。

- ① 長野県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であって、加工食品の製造（委託製造を含む。）を行う者であること。（長野県産の農産物は(株)裕源及び裕毛屋が別途仕入れる。）
- ② 長野フェア開催のために(株)裕源が仕入れる商品を確実に納入できること。

- ③ 原則として、開催期間中、社員等を現地に派遣して、来店者に自社商品を PR（調理方法等の説明を含む。）し、マーケットリサーチを行うこと。

## (2) 対象商品

- ・長野県産の加工食品で次の条件を満たすもの。
  - ① 自社で製造した加工食品又は委託製造で製造した加工食品であること。
  - ② 製造者又は販売者（委託製造の場合）として、自社名が商品に明記されていること。
  - ③ 制度上（食品輸出規制等）、台湾へ輸出可能な品目であること。
  - ④ 賞味期限は常温・冷蔵 3 カ月以上、冷凍 1 年以上保存が可能であること。
  
- ・次のような商品が望ましい。
  - ① 健康・安心・安全などに特に配慮した商品
  - ② 長野県の商品らしいアピールができる商品
  - ③ その他、裕毛屋のニーズに応えられる商品

※ 裕毛屋のニーズは、平成 29 年 7 月 19 日（水）開催の「台湾向け食品輸出促進セミナー」で㈱裕源の代表取締役社長からご講演いただきます。

## (3) 参加事業者の選定

当センターが㈱裕源に応募者の企業情報及び商品情報を提供し、㈱裕源が参加事業者及び商品を選定する。

7 募集期間 平成 29 年 7 月 19 日（水）から 8 月 18 日（金）まで

## 8 応募方法

- (1) 参加希望者は、「参加申込書」及び㈱裕源指定の「長野県特産展商談シート」を作成し、8 月 18 日（金）までに、当センターへ電子メールで申し込む。

・申込先 E メールアドレス [hanro@icon-nagano.or.jp](mailto:hanro@icon-nagano.or.jp)

- (2) 「長野県特産展商談シート」には、裕毛屋に納入したい商品について、全部記入する。

## 9 取引条件

- (1) 納品数量、取引価格は裕毛屋の日本側法人である㈱裕源と参加事業者が直接取り決める。

- ① 納品先は㈱裕源指定の横浜市の倉庫。
- ② 決済通貨は、日本円による国内決済。
- ③ 決済サイトは、月末締め翌月末払い。

- (2) 通関手続き、関税、指定倉庫から台湾への輸送料、保険料は全て㈱裕源が負担する。

(3) 台湾で商品の販売を行うときに必要な食品表示ラベル（中国語表示の栄養素表示ラベル）の作成と商品への貼付けは㈱裕源が行う。

ただし、冷凍商品に関しては、㈱裕源が作成した食品表示ラベル（中国語表示の栄養素表示ラベル）の貼付けを参加事業者が行う。この場合㈱裕源は、参加事業者の指定する場所（本社又は工場等）へラベルを送付する。

(4) 参加事業者は、㈱裕源がラベル等を作成するために必要なデータ、写真及び書類を㈱裕源に提供する。

(5) その他の取引条件（商品輸送方法、納品時期、試食・試飲のためのサンプル数量、サンプルの輸送方法・調達方法等）は、㈱裕源と参加事業者が直接取り決める。

なお、発注の際に㈱裕源から E メールにより提示された条件に参加事業者が対応できない場合、商品を輸出できないことがあるので、発注はキャンセルとなる。

(6) 台湾への輸出のため、参加事業者は、㈱裕源の求めに応じ、次の書類を㈱裕源へ提出する。これらの書類を提出できない商品については、台湾へ輸出を行うことができないので、発注はキャンセルとなる。

① 【自社工場で製造している商品】・・・・・・製造証明書

② 【他社に製造委託している商品】・・・・・・消費者庁長官宛の「食品衛生法施行規則第 21 条第 10 項の規定による製造所固有記号の提出について」の写し

## 1 0 参加事業者の経費負担

(1) 参加事業者は、試食・試飲に必要なサンプルを、㈱裕源と協議のうえ、一定量無償で提供する。

(2) 自社の社員等が店頭で PR 活動等を行うために必要な経費（現地までの往復航空賃等の交通費、宿泊代、現地交通費、食費等）を全額負担する。

## 1 1 本事業の問い合わせ先

公益財団法人長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター

担当 大給（おぎゅう）、山口

電話 026-227-5013 ファックス 026-228-2867 E-MAIL [hanro@icon-nagano.or.jp](mailto:hanro@icon-nagano.or.jp)